

日本骨粗鬆症学会 会則

第1章 総 則

第1条 本会は、日本骨粗鬆症学会 (Japan Osteoporosis Society) と称する。

第2条 本会は、事務所を東京都中央区日本橋小舟町5番7号に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、骨粗鬆症に係わる基礎・臨床の諸問題と、その社会的貢献についての研究と情報交換を行い、その進歩発展を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 機関紙、図書その他の刊行
- 3) 骨粗鬆症に関する啓発
- 4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会は、正会員、単年度会員、名誉会員および賛助会員をもって構成する。

- 1) 正会員は、本会の目的に賛同する者とする。
 - 2) 単年度会員は、共同演者および機関誌等の発表者で学会発表(機関誌発表)年度のみの会員とする。
 - 3) 名誉会員は、別に定める細則により承認された者で、年会費は免除される。
 - 4) 賛助会員は本会の目的に賛同してこれを援助する者で、理事会の承認を受けた個人または団体とする。
2. 正会員および名誉会員は、研究業績を本会の主催する学術集会および機関誌等に発表し、さらに機関誌の配布を受けることができる。
3. 賛助会員は、機関誌の配布を受け、本会の主催する学術集会へ1口につき1名の無料参加ができる。

第6条 本会の年会費は次のとおりとし、毎年度支払うものとする。

- | | |
|----------------|----------|
| 1) 正会員(医師、評議員) | 8,000円 |
| 2) 正会員(上記以外) | 6,000円 |
| 3) 単年度会員 | 3,000円 |
| 4) 賛助会員(1口) | 100,000円 |

第7条 本会に入会を希望する者は、年会費を添えて所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

第8条 退会を希望する会員は、理事長に退会届を提出するものとし、会費に未納があるときは、これを可及的速やかに全納しなければならない。ただし、一旦納付された会費は理由を問わずこれを返還しない。

第9条 3年以上会費を納入しない会員は、退会したものとみなす。ただし、留学その他やむを得ない理由により会費後納を希望する者は、文書にて理事長にその旨を提出しなければならない。

第10条 本会の会則・細則に背く行為のあった会員は、評議員会の議を経て除名することがある。

第4章 役員および評議員

第11条 本会に次の役員を置く。その選出および任期等については別に定める。

理事	12名(理事長、副理事長各1名を含む)
監事	2名
会長	1名
副会長	1名(次期会長を副会長とする)

第12条 理事は、理事会を組織し、会則第4条に定める事項のほか本会運営上の必要事項について審議し、評議員会の議を経て会務を執行する。

2. 理事会には理事長および副理事長を置く。

第13条 理事長は、本会の代表として会務を総括し、理事会・評議員会および総会において議長を務める。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等があるときは、その職務を代行する。理事長が欠けたときはその残任期間中、理事長に就任する。

第14条 理事長および副理事長以外の理事は、本会の運営に関する職務(総務、編集、渉外)を分担掌握し、理事長を補佐する。

第15条 監事は、本会の会務を監査し、必要があれば理事会に出席して意見を述べることができる。

第16条 会長は、学術集会を組織運営する。

2. 会長および次期会長はその任期中、理事会に出席して意見を述べるができる。

第17条 本会に評議員会を置く。その選出および任期等は、別に定める。

2. 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じ本会の運営上の重要事項について審議決定する。

第18条 本会には、業務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

2. 職員は有給とし、理事会の議を経て、理事長が任免する。

第5章 会議

第19条 理事会は、理事長が必要に応じ随時召集する。

2. 理事会は、過半数(委任状を含む)の出席がなければ、これを開会することはできない。理事会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

3. 理事会は、次の事項を審議し、評議員会に諮り、総会において承認を受けなければならない。

- 1) 次期会長、次々期会長の選出
- 2) 事業報告および収支決算
- 3) 事業計画および収支予算
- 4) 会則および細則の変更
- 5) その他、理事会または評議員会で必要と認めた事項

第20条 評議員会は、理事長が原則として年1回召集する。

2. 評議員会は、評議員数の2分の1以上(委任状を含む)の出席がなければ、会議を開き議決することができない。評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第21条 総会は、毎年1回学術集会の期間中に理事長がこれを召集し、会務の報告を行い、承認を受けなければならない。

2. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
3. 総会の議事および議決事項は、機関紙に公告し会員に通知する。

第22条 議長は、理事会および評議員会の会議議事録を作成しなければならない。議事録は出席者氏名および議事の要旨を記載し、議長および議長の指名した出席者2名の署名捺印を要する。

第23条 理事長は、必要に応じ評議員会の承認を受け、各種委員会を置くことができる。

第6章 資産および会計

第24条 本会の資産は、次のとおりとする。

- 1) 本会設立当初から継続した財産目録記載の財産
- 2) 会費
- 3) 事業に伴う収入
- 4) 資産から生ずる果実
- 5) 寄附金品
- 6) その他の収入

第25条 本会の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する資産、および将来基本財産に編入される資産で構成する。
3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。
4. 寄附金品であって寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

第26条 本会の資産は、理事長がこれを管理する。

2. 本会の重要な資産の処分については、理事会・評議員会および総会の決議を経なければならない。

第27条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって当てる。

第28条 本会の収支決算および予算は、理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章 学術集会

第30条 本会は、年1回以上学術集会を開催する。

2. 集会には会長を置き、その選出等は別に定める。
3. 集会の開催予定地および開催時期等は、理事会の議を経て評議員会で決定し、総会に報告する。

第8章 本会の授賞

第31条 本会に、学会賞、学術奨励賞、森井賞、およびその他の賞を置く。

2. 各賞の種類、審査等については別に定める。

第9章 付 則

第32条 本会則の改廃は、理事会および評議員会の議決に基づき総会の承認を受けなければならない。

2. 本会則は、1999年4月1日より施行する。一部改正については2000年10月27日より施行する。
3. 本会則は、2006年10月13日に一部改正を行い、施行する。
4. 本会則は、2007年11月15日に一部改正を行い、施行する。

細 則

第1章 名誉会員の推薦(会則第5条第3号による)

第1条 次の1) 2)号すべてに該当する正会員、または3)号に該当する者を、名誉会員に推薦することができる。

- 1) 本会の学術研究に功績があった者。
- 2) 本会の理事、監事、または会長としての運営に著しく貢献した者。
- 3) 本会の学術研究に特に功績があり、理事会が適当と認めた者。

第2条 前条の推薦を行う場合には、評議員3名の連記による推薦書を、理事長に提出するものとする。

第3条 理事長は、理事会の議を経て名誉会員を決定し、評議員会および総会に報告する。

第2章 役員の選出および任期(会則第11条による)

第4条 理事は、評議員の中から12名を選出し、評議員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2. 理事の選出方法は、別途定める。

第5条 理事長および副理事長は、交代時の理事会において新理事の互選により決定し、会員に報告する。

第6条 監事は、評議員の中から2名選出し、評議員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。ただし、監事は、評議員以外の他の役員を兼ねることはできない。

第7条 理事および監事の任期は、会計年度を単位とし1期2年とするが、再選を妨げない。ただし、第3項に該当する場合を除き引き続き3選することはできない。

2. 理事および監事は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
3. 円滑な学会運営を継続するために別途基準を設け、運用することができる。

第8条 次の各号に該当する事態が生じた場合には、総会の承認を受けることなく、理事会の議を経て、当該役員を補充することができる。

- 1) 理事および監事に欠員が生じた場合
 - 2) 理事および監事にその職務の遂行が困難と判断される事態が生じた場合
2. 前項により補充された役員の職務は、当該役員の職務内容に準ずるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会長は、理事会が推薦し、評議員会の議を経て、総会に報告する。

2. 会長の推薦に際しては、内科系および外科系分野の1つに偏らないように配慮する。
3. 会長の任期は、前年度学術集会の終了後からその年度の学術集会終了までとする。

第3章 評議員の選出および任期(会則第17条による)

第10条 評議員は、継続5年以上の正会員、またはそれと同等以上の学識をもつ正会員の中から選出し、その数は正会員数の10%前後とする。

2. 新たに評議員を選出する場合には、所定の様式により、推薦理事または推薦評議員2名による推薦書、履歴書および主要業績目録を理事長に提出し、理事会、評議員会および総会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。

第4章 授賞の種類および審査(会則第31条による)

第11条 本会に、日本骨粗鬆症学会学会賞、日本骨粗鬆症学会学術奨励賞、および日本骨粗鬆症学会森井賞を設ける。

第12条 各賞の審査のため、会則23条により選考委員会を置く。

2. 選考委員会は、理事会が理事および評議員の中から推薦し、委嘱した委員長および委員6名で構成する。各賞の候補者はその当該賞には加わらない。
3. 委員長および委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が役員の場合にはその任期を考慮する。

第13条 学会賞は、正会員で日本骨粗鬆症学会の発展に著明な貢献をした者に原則として年度1名に授与する。

2. 本賞の選考基準は、次の各号に掲げるものとする。
 - 1) 学会理事が理事長に候補者を推薦し、選考委員会で選考し、理事長に具申する。理事会で決定する。
 - 2) 候補者に年齢制限はない。過去に本学会賞を受賞した者は推薦されない。
 - 3) 受賞者は当該年度の総会で表彰され、賞状および副賞(20万円)が贈呈される。

第14条 学術奨励賞は、当該年度の学術集会における応募演題のうち、優れた研究発表を示した若手研究者に、その発展を奨励するために授与される。

2. 本賞の選考基準等は、次の各号に掲げるものとし、原則として毎年4名以内を選出する。
 - 1) 国内で行われた研究業績に限り、所属する研究分野は主に研究を行った機関とする。
 - 2) 正会員で、原則として50歳未満(当該年度の学会開催初日時点)とする。
 - 3) 当該年度の学術集会プログラム委員が採点し、高得点の候補者を選考委員会に報告する。選考委員会で決定する。演題の応募方法、プログラム委員の選出および採点方法は別に定める。
 - 4) 過去に本学術奨励賞を受賞した者は受賞者としない。
3. 受賞者は、当該年度の総会で表彰され、賞状および副賞(10万円)が贈呈される。

第15条 日本骨粗鬆症学会森井賞の授賞基準等は、別途定める。

第16条 上記の各賞のほかに、企業協賛による賞を設けることができる。応募方法および選考方法に関しては別途定める。

第5章 附 則

第17条 本細則の改廃は、理事会および評議員会の決議に基づき、総会の承認を受けなければならない。

2. 本細則は、1999年4月1日より施行する。一部改正については、2000年10月27日より施行する。
3. 本細則は、2006年10月13日に一部改正を行い、施行する。
4. 本細則は、2007年11月15日に一部改正を行い、施行する。

内規

会則第11条、細則第4条および第6条に関する内規 (役員を選出方法について)

役員(理事、監事)の選出方法は、自薦・他薦を問わず本人の履歴書を提出し、理事会において審議する。さらに、その後の評議員会および総会の承認を得て役員として正式に就任できる。

細則第7条に関する内規 (役員任期および定年制について)

1. 役員任期は、次の項を除き2期4年とする(引き続き3選はできない)。
2. 理事の任期については、互選により概ね全理事の2/3は、円滑な学会運営を継続するために改選されることなく引き続きその職務を遂行する。ただしそのうちの半数は1期2年とし、残り半数は2期4年とする。
3. 監事の任期についても同様とする。
4. 役員の定年を、当該年度の学術集会初日において満70歳を迎えたときとする。

細則第10条に関する内規 (評議員任期および定年制について)

1. 評議員の任期は次項を除き特に定めない。但し、本人から退会する旨の申請があった場合にはこの限りでない。
2. 評議員の定年は、役員の定年と同様に満70歳とする。
3. 3年を超えて会費を滞納した評議員(本人の意思を確認して継続の有無を決定する)。

会則第31条、細則第15条に関する内規

(日本骨粗鬆症学会 森井賞について)

1. 国内で行われた骨粗鬆症に関する臨床研究論文のうち、特に優れた成果を示した論文(原則として年度1編)に授与する。
2. 候補論文の筆頭著者は日本国籍を有する会員歴2年以上の正会員とする。過去に筆頭著者として本賞を受賞した者が筆頭著者である論文は受賞論文としない。
3. 対象は、当該学会開催2年前の4月から学会開催年の3月末までに公表された論文とする。
4. 手続きは、公募もしくは理事、評議員から選考委員会への推薦により行う。
5. 選考委員会が選考し、候補論文、候補筆頭著者を理事会に報告し、理事会で決定する。
6. 受賞論文は、当該年度の総会で表彰される。筆頭著者には記念の楯(トロフィ)と副賞(30万円)が贈呈される。共同著者である会員歴2年以上の正会員には、賞状が授与される。

会則第31条、細則第16条に関する内規

(日本骨粗鬆症学会 学術振興賞について)

1. 骨粗鬆症関連疾患の基礎および臨床研究のうち、優れた成果を示している研究への助成を目的とする。
2. 正会員とする。過去に本賞を受賞した者の再受賞を妨げない。

3. 候補者の推薦は、理事が選考委員会に行う。選考委員会で選考し、候補者に順位をつけて理事会に報告する。理事会が決定する。
4. 受賞者には表彰状と副賞(100万円)が贈呈される。
5. 受賞者は、本賞に対する研究成果の概要を次年度の日本骨粗鬆症学会雑誌に報告する。

(日本骨粗鬆症学会 研究奨励賞について)

1. 骨粗鬆症関連疾患の基礎および臨床研究のうち、優れた成果が期待できる研究への助成を目的とする。
2. 学会開催初日の時点で、原則として満50歳未満の正会員とする。過去に本賞を受賞した者の再受賞を妨げない。
3. 手続きは公募により行う。
4. 選考委員会で選考し、候補者を理事会に報告する。理事会が決定する。選考方法は別に定めるが、選考にあたって基礎研究と臨床研究のバランスを考慮する。
5. 受賞者には、賞状と副賞が贈呈される。
6. 受賞者は本賞に対する研究成果の概要を次年度の日本骨粗鬆症学会雑誌に報告する。

付記

(日本骨粗鬆症学会 学術奨励賞の選考方法)

応募演題は、ジャンルの違いによる採点差を避けるため、原則としてジャンル毎のプログラム委員(原則として6名)(応募研究に関与する委員は採点に加わらない)により、ジャンル毎の相対評価法により採点する。結果を学会賞等選考委員会に報告する。

選考委員会は、最高点、最低点のそれぞれ1つを除いた点数の平均で順位を定め、上位者を候補者とする。同点者がいる場合は、最高点、最低点を考慮する。さらに同点者がいる場合は合議による。

(日本骨粗鬆症学会 研究奨励賞の選考方法)

応募研究を学会賞等選考委員会の委員長および委員(応募研究に係る委員は採点には加わらない)で採点する。最高点、最低点それぞれ1つを除いた点数の平均で、基礎研究、臨床研究毎に順位を定め、上位者を候補者とする。同点者がいる場合は、最高点、最低点を考慮する。さらに同点者がいる場合は合議による。